

令和7年第3回
笠間市議会定例会会議録 第2号

令和7年9月2日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	畑岡洋二君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	8番	内桶克之君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	石松俊雄君
	18番	大貫千尋君
	19番	大関久義君
	20番	小菌江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

副議長	9番	田村幸子君
-----	----	-------

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君
教	育	長 小沼公道君

市長公室長	堀江正勝君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	瀬谷昌巳君
環境推進部長	小里貴樹君
保健福祉部長	堀内信彦君
こども部長	深澤充君
市立病院事務局長	鈴木昭彦君
産業経済部長	礪山浩行君
都市建設部長	田中博君
上下水道部長	植本純平君
教育部長	松本浩行君
消防長	谷口哲也君
会計管理者	鶴田宏之君
笠間支所長	根本薫君
岩間支所長	橋本祐一君
監査委員事務局長	細谷敦君

出席議会事務局職員

議会事務局長	山田正巳
議会事務局次長	石井謙
次長補佐	鶴田貴子
主査	上馬健介
係長	神長利久

議事日程第2号

令和7年9月2日（火曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 認定第1号 令和6年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和6年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 認定第3号 令和6年度笠間市水道事業会計決算認定について
- 認定第4号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第5号 令和6年度笠間市下水道事業会計決算認定について

- 日程第3 議案第70号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第72号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第73号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第74号 笠間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第75号 市道路線の認定について
- 議案第76号 工事請負契約の締結について（橋梁修繕工事）
- 議案第77号 動産購入契約の締結について（笠間市立学校タブレット端末（Chromebook）購入）
- 議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第79号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第80号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第81号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第83号 令和7年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第84号 令和7年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第85号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 認定第1号 令和6年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和6年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 認定第3号 令和6年度笠間市水道事業会計決算認定について
- 認定第4号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第5号 令和6年度笠間市下水道事業会計決算認定について
- 日程第3 議案第70号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について

- 議案第72号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第73号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第74号 笠間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第75号 市道路線の認定について
- 議案第76号 工事請負契約の締結について（橋梁修繕工事）
- 議案第77号 動産購入契約の締結について（笠間市立学校タブレット端末（Chromebook）購入）
- 議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第79号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第80号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第81号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第83号 令和7年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第84号 令和7年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第85号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（畑岡洋二君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は9番田村幸子君であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（畑岡洋二君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第2号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（畑岡洋二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番内桶克之君、10番益子康子君を指名いたします。

認定第1号 令和6年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和6年度笠間市立病院事業会計決算認定について

認定第3号 令和6年度笠間市水道事業会計決算認定について

認定第4号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について

認定第5号 令和6年度笠間市下水道事業会計決算認定について

○議長（畑岡洋二君） 日程第2、認定第1号 令和6年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 令和6年度笠間市下水道事業会計決算認定についての5件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しております。

これより質疑に入りますが、通告がありませんので質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第5号については、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により9名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、さらに会議規則第37条第1項の規定により同特別委員会に付託し、審査をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、1番長谷川愛子君、2番酒井正輝君、3番河原井信之君、5番川村和夫君、7番安見貴志君、8番内桶克之君、10番益子康子君、11番林田美代子君、13番村上寿之君、以上9名を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9名の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

- 議案第70号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第72号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第73号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第74号 笠間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第75号 市道路線の認定について
- 議案第76号 工事請負契約の締結について（橋梁修繕工事）
- 議案第77号 動産購入契約の締結について（笠間市立学校タブレット端末（Chrome book）購入）
- 議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第79号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第80号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第81号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第83号 令和7年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第84号 令和7年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第85号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（畑岡洋二君） 日程第3、議案第70号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第85号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）の16件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しておりますので、これより質疑に入ります。

通告がありますので、通告に従い、発言を許可いたします。

なお、質疑は3回までとなります。

14番石井 栄君の発言を許可いたします。

○14番（石井 栄君） 14番、日本共産党の石井 栄です。

議長の許可を受けまして、議案第74号 笠間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての議案質疑を行います。

第1回目の質疑です。

令和7年8月29日に上程された条例では、（趣旨）第1条、（定義）第2条用語の意義、

(最低基準の目的等) 第3条等、第27条までの規定があります。市は最低基準を常に向上させようと努めるものとするがあります。

1番目の質問です。最低基準に関する記載がありますが、この基準に合う施設は市内友部、笠間地区に何か所ありますか。笠間市くるす保育所並みの施設設備を備えた施設が友部地区、岩間地区にあるのかどうか、あるとすれば何か所程度ですか。

2番、この制度を利用する乳幼児は当面何名ほどいると想定していますか。

3番、乳児等通園支援従事者の数について、乳児おおむね3人に1人以上、満1歳以上3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上、そのうち半数以上は保育士とするとしていますが、この制度が始まる際に、従事者、保育士をどのように確保していくのでしょうか。

4番、保護者負担について、子ども1人当たり300円程度を標準とし、各事業所で設定可能ということではありますが、事業所により負担額が異なるということですか。そうであれば、その理由は何でしょうか。そして、その上限は幾らと考えておりますか。

以上が1回目の質疑の質問です。

○議長(畑岡洋二君) 石井議員、確認させてください。一つ目の質問に、通告書には市内友部、岩間地区となっておりますけれども、発言で笠間地区とおっしゃられておりましたけれども、これはどちらのほう正しいのでしょうか。

石井君。

○14番(石井 栄君) 失礼しました。市内友部、岩間地区ということでありませう。

○議長(畑岡洋二君) では答弁を求めませう。

こども部長深澤 充君。

○こども部長(深澤 充君) 14番石井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、①のこの基準に合う施設は何か所あるかとの御質問でございますが、乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業とに区分されます。

余裕活用型につきましては、利用定員の空きの有無にはよりますが、友部地区には8施設、岩間地区には4施設が基準を満たしていると考えております。また、くるす保育所で行っておりますモデル事業は、一般型の事業方法となっておりますので、現在、友部地区、岩間地区にはございませう。

次に、②のこの制度を利用する乳児の想定人数についてでございますが、昨年度、公立保育所で実施いたしましたモデル事業での利用実績は11名でございました。令和7年度は各地区で実施することから、昨年の利用実績及び各地区の未就園児等を勘案いたしまして、1日当たり12名程度を想定しております。

次に、③の職員の確保をどのようにするかとの御質問につきましては、事業者が余裕活用型で事業を運営する場合は、当該事業所が空き定員を活用し、現在の運営体制のまま事業実施が可能となるため、新たに保育士等を確保する必要はございませう。

一方、一般型により事業を運営する場合には、専任の職員を配置する必要があることから、事業者が新たに保育士等を確保することとなり、県が実施しております、いばらき保育人材バンク等を活用していただきまして、人材確保に努めていただくこととなります。

最後に、④の保護者保育の負担についてでございますが、保護者負担金は各事業所において設定することが可能であるため、事業所により負担額が異なることもあると想定しております。また、この保護者負担金は、事業者が本事業に要する経費の一部として収入するものであり、国の実施要綱により、子ども1人1時間当たり300円程度を標準とした上で設定することを可能としております。また、上限金額についても設定はしておりません。以上でございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ただいま御答弁がありましたそのことも踏まえて、2回目の質疑を行ってまいります。

今回の事業に必要な事業所というのは、一般型乳児等支援事業を行う事業所と余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所であるということが分かりました。

それで、②に関してなのですけれども、1日当たり12名を想定しているというお話でありましたけれども、想定を超える人数の希望者が出たときにはどのように対応するのでしょうか。また、家庭の事情等が変化したことに伴い、制度が始まった以降や年度途中から制度の利用を希望する人が出たときに、その利用というのは可能になるのでしょうか。

それから3番目、乳児等通園支援従事者の数に関してなのですけれども、乳児にはおおむね3人に1人などの基準が記載されておりますが、おおむねというのを行政がどのように解釈して、仮に指導が必要なときに勧告につなげることになるのか、そのおおむねの数値的範囲を明示するとどのようなになるのでしょうか。安全安心に関わる重要な点の一つですので、この点をお願いしたいと思います。

それから4番目に関してですが、値上げ、標準額が1人当たり300円程度ということになっており、これが標準ということで、今の説明によりますと法的にそれは可能であると、このように説明があったというふうに受け止めておりますけれども、値上げするにはそれなりの理由があると思いますが、利用する市民には公平にという観点から、極力、行政からの支援で市民負担額の抑制を図るべきではないかという意見があるとすれば、その意見に対するお考えはどのようなものになるのでしょうか。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 答弁を求めます。

こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） まず、②番の想定を超える人数の対応についてでございますが、まず、1日当たりの利用人数を12名と想定しております。利用に当たりましては事前に予約をしていただいていた利用となるので、施設の受入れにはよるとは思いますが、定員の中で間に合うのではないかとというふうに考えているところでございます。

また、年度途中からの利用に対しましては、この制度上、随時利用の受付、利用申請登録は受け付けておりますので、随時受付可能と考えております。

また、保育士の数でございますが、おおむね乳児については3人に1人となっておりますが、おおむねの解釈といたしましては、やはり保育士、そのときの保育士の状況によると思うのですけれども、法令上おおむね3名に1名とかというような基準で示されておりますので、市としましても同様に解釈してまいりたいと考えております。

また、④番の300円の値上げという言葉が使われておりましたが、年度途中での値上げというわけではなく、当初に設定されるもので、これは事業者がどのように事業を組み立てるかによって各事業者が金額を設定するものと考えておりますので、特に、300円を標準として事業者が幾ら事業にかかるかというところを勘案して金額を設定されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは3回目、入ります。

最後になりますけれども、まず一つは、この条例案には、制度の施行に関してですけれども、公布の日から施行するとありますけれども、公布の期日というのはいつになりますか。それが一つです。

それから、1番から4番までに関わることなのですけれども、この制度は、行政が率先して取り上げて市民要望に応えようとするものであり、市民からの期待もあると思います。この事業に取り組むことを、事業者は事業者としての使命感から行政に協力しようとするものと思います。しかし、財政基盤等が盤石でないところも多く、使命感だけでは難しい現実があると考えております。行政のさらなる支援、設備施設運営費等での支援が必要となると、このように考えますが、どのような対応をこれから取られていくのか、お聞きいたします。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 答弁を求めます。

こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） まず、公布の日がいつになるかということでございますが、今回の議会のほうに上程させていただきまして、議決を受けまして、所要の手続が整いましたら速やかに公布してまいりたいと考えております。

次に、事業者への支援ということでございますが、今年度は委託費という形で、保護者負担金のほかに1時間当たりのものを支給するという形になっております。令和8年度以降は給付事業となりますので、国のほうでも今後の制度設計等を検討されているところがございますので、市といたしましても国の動向を見ながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（畑岡洋二君） 以上で質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうちで、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）について、環境推進部の所管に関する事項のうち新清掃施設建設に関連する事項については、会議規則第37条第1項ただし書の規定により、清掃施設整備等調査特別委員会に付託し、審査をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上によりますほか、ただいま議題となっております議案第70号から議案第85号については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

散会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は、9月12日午前10時に開会いたします。

なお、この後、10時30分より清掃施設整備等調査特別委員会、その後、決算特別委員会、その後、議会運営委員会を開催しますので、会議が続きますが、委員の方々には引き続きよろしくお願いたします。本日は御苦労さまでした。

午前10時19分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 内 桶 克 之

署 名 議 員 益 子 康 子